

協働のまちづくり 第39回

個性派集団が目指す方向 里山再生 その③

宗像における協働のまちづくりでは、主役の一角を占めるまでに成長した宗像里山の会。その「団結力」は異彩を放っていますが、それを担うメンバーたちの思いや関心の寄せ方は決して一枚岩なんかではありません。この個性派集団が、これからどんな方向を目指しているのか。今回はそのあたりを紹介しましょう。

問い合わせ先 市民活動交流室 ☎(36) 0311

オレたちは NPOだから

昨年春、事業計画を論議する総会でこんなやりとりがありました。提案されたのは、福岡教育大 学キャンパスの植栽管理を引き受けたらどうか、というものでした。いろんな考え方が飛び交う中で、メンバーの一人が「オレは反対です」とズバリ発言。

「この仕事は、市内の業者さんがやってきたこと。それをNPOであるわれわれが引き受けるのはいかに。相手のメシ茶わんをたたき落とすようなことはやるべきじゃないですよ、オレたちはNPOなんだから」。きつぱりと論議の核心を突いた意見で流れは決まりました。

これまで、そして、これから

個性派集団が目指す方向

里山再生

その③

ています。

鐘崎の上八での作業ではこんなこともありまして。どんどんきれいなっていく山を、そばの自宅の縁側で見守っていた91歳のおばあちゃん、「ほら、見てもらい。今日は山が喜びよ」と手をたたいたというのです。荒れていく野山をやきもきしながら見ていたのでしよう。これを家人から聞いた里山の面々が喜んだこと、喜んだこと。しかし半面では、「これは里山の会の活動資金を稼ぐため」の便利な方法でもあるのです。

平成19年に、「行政やほかの団体など付き合

いも始まるし、会の組織

や体制をきちんとしてよ

う」と踏み切ったNPO

法人化が、こんなところ

に息づいていたともいえ

るでしょう。

山が喜びよる

このところ、定例作業日に個人の庭や山、畑周りなどの手入れを頼まれることが多くなっています。家の人だけではとても手がつけられないほど荒れた竹林や傾斜地なども、里山のメンバーにかかれば半日でさっぱりときれいになるからです。依頼者からとても喜ばれ

手探りは続く

今年度の会の予算は約219万円と、前年度から100万円以上も縮減



個人からの注文にも精を出す里山の会のメンバー

になっていきます。市、国土緑化推進機構からの補助金減が一番の理由ですが、年会費(3000円)収入や協賛金などの伸び悩みもあります。勢い、資金の捻出は個人からの依頼事業による「お礼金」に頼ることになります。予算の中で「営業の強化」という異例(?)の項目が見えるのはそのあたりの事情を反映しています。会計担当の熊原真治さんが言うように、「里山の会もかすみを食うて生きていくわけにもいかない」し、粉砕機など機

器の補修や燃料費、傷害保険など、この会ならではの費用も多額で、その資金づくりは目下の一番の課題です。確かに、「今のやり方は里山の本来の活動とはちよつと違う」という声もあります。しかし「ヨカ人、オモシロカ人」たちの集団は、そうした「異見」のみ込みながら、次のステップに乗り出そうとしています。それは、次回の最終回で紹介しましょう。

ジュニアPOPヨット大会

この大会は、日本選手権大会の予選で、地元選手ら西日本地区のジュニアセーラーが参加する大きな大会です。みなさんの熱い応援をお願いします。市主催。

- 日時 7月3日(土)、同4日(日) 9:00~17:00
- 会場 勝浦海上
- 参加者 西日本地区の15歳以下のジュニアセーラー
- 艇種 オプティミストディンギー(1人乗り入門艇)

技を競うジュニアセーラー

海遊び体験会参加者募集

真夏の海でマリンスポーツなどを楽しみましょう。市、市教育委員会後援。

- 日時 7月10日(土)、同11日(日)10:00~
- 会場 勝浦漁港
- 内容 ヨット、カヌーなどのマリンスポーツ体験、ミニ水族館づくりなど
- 対象 市、福津市内在住の小・中学生
- 定員 先着30人
- 申込締切日 7月3日(土)

磯遊びを満喫する参加者

【共通事項】
問い合わせ先
▽B&G津屋崎海洋クラブ ☎090(4583)6126
▽市民活動推進課 ☎(36)1540

「借金のこと」相談しませんか

債務整理を誘う 電話勧誘にも注意!



相談事例1

「債務整理をしませんか。過払い金が戻ってくる可能性がありますよ」と他県の弁護士を名乗る電話で勧誘されたが信用しても大丈夫か?

(50歳代・女性)

相談事例2

勤めている会社の給料が減少し、生活が苦しくなった。そのため、5年前に生活費を補うためサラ金から借入した。しかし、支払えないので新たに借金を重ねている。現在300万円の借金があり整理したい。どうすればいいか。

(30歳代・男性)

■アドバイス
弁護士や弁護士と提携した団体らが、個人を特定して債務整理の電話勧誘をすることは禁止されています。相談者が電話で勧誘されたのは、個人

■アドバイス
借金を整理するには、任意整理、自己破産、特定調停、個人再生など

貸金業法が変わります

平成18年12月、借金を返すため借金を重ねる多重債務者の新たな発生を抑制するために改正貸金業法が成立しました。その内容は、貸金業者に借主の返済能力以上の貸金をしてはならないというもので、6月18日から完全施行されます。

どの解決方法がありますか。どれを選ぶかは、相談者の資産状況や給与所得の有無によって異なります。それぞれの法的手続きは、弁護士に依頼することになります。

具体的には、貸金の上限利率を20パーセントまでとする「金利規制」、個人借主の収入の3分の1までを貸金総額とする「総量規制」、夜間だけでなく日中の返済取り立ても規制する「取り立て規制の強化」となっています。

また、多重債務者の救済と生活再建に向けての国の取り組み「多重債務問題改善プログラム」も始まっています。



多重債務電話相談

<ul style="list-style-type: none"> ●県弁護士会 毎週土曜日 10:00~13:00 *祝日は休み ☎092(721)6778 	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡財務支局 毎週月~金曜日 9:00~17:00 *年末年始、祝日は休み ☎092(411)7291
--	---

消費生活センターでは、県弁護士会や市の関係機関などと連携し、多重債務者の問題解決に向けた支援をしています。一人で悩まないで消費生活センターへ相談してください。